条例

埼玉県総 合 IJ ハ ピ IJ テ シ \exists ン セ ンタ 条 例 \mathcal{O} 部 を改正する条例をここに 公

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十五号

号) \mathcal{O} 玉県総合リハ 一部を次 埼玉県総合リハビリテ \mathcal{O} ように ビリ テ 改正 シ す 彐 シ セ \exists タ セ ン 条 タ 例 (昭 例 和五十六年埼玉県条例 \mathcal{O} _ 部 を改正 す る 第 四十二

援法」 項 の 第 次 一条第五 とい 次 う。 0 項 項 中 を加 を加え、 平 える。 成 + 同 七 条中 年法律第百二十三号」 第七 項を第八項と L \mathcal{O} 下 に 第六項を第 以 下 七 障害者 項と 総 第五 合支

6 施設とす セ ンタ Ź. は、 障害者総合支援法第五条第十五項に 規定する就労定着支援を行 う

害者総合支援法」 六条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため に改 かる。 0 法律」を

を \mathcal{O} 支援」 害福祉 項 別 障害者 区分の ため 表第 サ に \mathcal{O} _ 障害者 法 改 総合支援法」に、 律 8 中 ビ ス 「障害者 (短期) \mathcal{O} を 同 項 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 障 金 :害者 入所、 。 日 額 \mathcal{O} 総合支援法」 常生活及び社会生活を総合的に支援するため 及 施設入所支援、 中 び 「障害者 就労移行支援」を に \mathcal{O} 改め 日常生活及び社会生活を総合的に支援 自立訓練及び就労移行支援に限る。 就労移行支援及び \mathcal{O} 法 律に \mathcal{O} 就労定 法律」 . 基 づ

附則

この条例は、公布の日から施行する。